

総合口座

令和2年6月1日現在

商品名	・総合口座
販売対象	・個人の方（個人事業主の方を含む）
内容	・普通預金の残高が不足した際に、不足額を担保預金とした定期預金、定期積金から自動的に借入ができます。 ご返済は、普通預金へご入金いただければ自動的に借入額に充当します。
担保の種類	・自動継続の定期預金 スーパー定期、大口定期、変動金利型定期預金、自由金利型期日指定定期預金 ・定期積金 ただし、契約期間2年以上5年以内、掛込金額1万円以上とします。
自動借入限度額	・定期預金 担保預金合計の90%かつ500万円以内 ・定期積金 掛込残高の90%かつ500万円以内 注）定期預金と定期積金を担保に最高500万円以内です。
お借入利率	・お利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日に普通預金から引き落としさせていただきます。 ・定期預金 担保定期預金の約定利率+0.5% （期日指定定期預金は「2年以上」の利率） ・定期積金 担保定期積金の約定利率+1.0% 注）定期預金、定期積金があるときは、お借入利率の低いものから順次担保となります。 貸越利率が同一の場合は、定期預金、定期積金を担保とし、数口あるものはお預入日の早い順に担保となります。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部（9時～17時、電話：0749-35-1000）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に決済用預金以外の複数の預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）